

議案第39号

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例  
の一部改正について

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年8月15日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、学校体育施設の冷房設備使用に係る改正規定の施行期日を変更するため、改正する必要があるからである。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（令和6年愛西市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和6年9月1日」を「令和7年4月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="271 331 383 363">附 則</p> <p data-bbox="226 376 394 408">(施行期日)</p> <p data-bbox="176 427 1106 555">1 この条例は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="176 571 383 603">2以下 略</p>	<p data-bbox="1234 331 1346 363">附 則</p> <p data-bbox="1182 376 1350 408">(施行期日)</p> <p data-bbox="1133 427 2063 555">1 この条例は、<u>令和6年9月1日</u>から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="1133 571 1339 603">2以下 略</p>

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の  
一部改正の概要

- 第1 改正の概要  
施行期日を変更するもの
- 第2 改正の理由  
学校体育施設の冷房設備使用に係る改正規定の施行期日を変更する  
ため
- 第3 改正の内容  
施行期日を令和6年9月1日から令和7年4月1日に変更するもの
- 第4 施行期日  
公布の日